

特殊車両通行許可申請専門の行政書士、
佐久間翔一氏の「特車申請センター」

顧問契約制度で早く、 安く申請 法務部のアウトソーシング として提案

11月の終わり頃、本誌のホームページ経由で一通のメールが届いた。発信者は行政書士の佐久間翔一氏で、凡そ以下の内容である。

「私は、特殊車両通行許可申請専門の行政書士事務所『特車申請センター』を経営している。弊所は物流会社向けの新しいサービスを開始した。サービスの内容は特殊車両通行許可を“申請し放題”というもの。現在、多くの行政書士事務所では経路数や車両数に応じて報酬を請求しているが、弊社のサービスは毎月定額で“申請し放題”となり、業界初のサービス内容。これまで、毎月不確定な報酬を行政書士事務所に支払っている物流業者や報酬が高額なため自社で社員や経営者申請している物流業者には画期的なサービス。既に物流上場企業1社からも導入頂いている。是非、取材して欲しい。」

この取材依頼には大いに興味があったので、承諾のメールを返信したところ12月12日に佐久間翔一氏が本誌の事務所を訪ねて来られた。

特殊車両とは、道路法及の車両制限令の規

定によって、公道の通行を規制される車両のことで、主な車種はオールテレーンクレーン、一部の大型ラフタークレーン、トレーラー連結車、その他、鉄道車両、橋桁、大型発電機、変圧器、大型建設機械等を輸送する車両である。最近は道路の老朽化が進んだことから、規制緩和をした一方で、この規制違反に対する取締りと罰則が強化されて、トラック運送業に波紋が広がる実態がある。

特殊車両が公道を通行する場合には、道路管理者の特殊車両通行許可が必要になる。しかし、通行区間すべてが一つの道路管理者が管理する道路のみで完結することは少ないため、許可の申請は、通行する区間の道路管理者であれば、どこに出してもよい事になっている。申請を受理した道路管理者は、あらかじめ各道路管理者が国土交通省に提出した道路データをもとに、他の道路管理者の管理区間について許可の可否を判断する。可否の判断できない場合には、各道路管理者に個別に協議を行い、申請対象のすべての区

間について、一括して許可をすることができる事になっている。

ところが、特殊車両の通行違反に対する取締りと罰則が強化されて以来、通行許可申請が殺到しているが、申請をさばき切れなくてなかなか通行許可が下りないという問題も発生している。

佐久間行政書士事務所は『特車申請センター』を設置して、「煩雑な特殊車両通行許可申請の代行を、迅速かつ正確に取得する」としており、更新期限間近に迫っている場合や、すぐに許可を取得したい物流業者への呼びかけを強化している。

特車申請センターの特徴としては凡そ以下の通り説明している。

- ① 佐久間行政書士事務所には顧問契約制度があり、毎月5台以上申請している業者には業界最安値を提案できる。
- ② 10台以上の申請に対しては割引制度がある。
- ③ 土日や夜間も対応できるので、休日に急な案件入った場合でも、即日申請業務に取り掛かることができる。
- ④ 初回の相談の際には佐久間翔一氏本人が直接出向いて対応する。信頼関係の構築を第一としている。

【顧問契約報酬体系】(日本全国のお客様に対応することができます。)

※こちらはあくまでも目安です。具体的な報酬額はお気軽にご相談ください。

●1ヶ月の申請内容(車両10台、10経路)・・・
月額5万円

●1ヶ月の申請内容(車両50台、20経路)・・・
月額10万円

●1ヶ月の申請内容(車両100台、20経路)・・・
月額15万円

☆ ☆ ☆ ☆

佐久間翔一氏は、2012年に早稲田大学法学部を卒業して野村證券に入社、2015年4月には統一地方選挙(さいたま市議会議員選挙・さいたま市中央区)に出馬しているが、次点で落選。2016年1月に佐久間行政書士事務所を開業し、特殊車両通行許可申請を専門に扱っている。また、2016年4月にはLEC(東京リーガルマインド)新宿エルタワー校で行政書士講座の専任講師として活動している。若干28歳、このフレッシュな感覚はトラック業界に新しい風を吹き込むかもしれない。

(秋林路)



フレッシュ感覚の佐久間翔一行政書士